

ガス上下水道一体の 官民連携事業の導入に向けて 〈糸魚川市〉



糸魚川市 ガス水道局 経営係長 **小熊 昌幸**

1 はじめに

糸魚川市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接しており（図-1）、令和6年12月現在、人口は3万8,082人、面積は746.24km²で約9割が森林です。

市域には、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園を有し、海岸・山岳・渓谷・温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。



図-1 糸魚川市の位置

また、フォッサマグナやヒスイ、塩の道や火山など、優れた地質・自然遺産が数多くある糸魚川市は、ユネスコ世界ジオパークに認定されています。

糸魚川市ガス水道局では、ガス事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の4事業を一体的に運営しており、それぞれが市民生活に不可欠な役割を果たしています。

2 ガス・水道・簡易水道・下水道事業の現状

2.1 ガス事業

当市のガス事業は昭和36年度に供用を開始し、令和5年度末現在、供給戸数は1万3,332戸で普及率は86.7%です。年間ガス販売量は806万9,526m³で、ガス売上は約10.5億円です。(株)INPEX JAPANの直江津LNG基地からの導管を通じてガスを供給しています。

2.2 水道事業

昭和5年度に供用を開始し、令和5年度末現在、給水人口は3万394人で、年間有収水量は389万7,111m³、給水収益は約4.7億円です。水源は主に地下水です。水道事業と簡易水道事業を合わせ

た普及率は98.4%です。

2.3 簡易水道事業

昭和33年度に供用を開始し、令和5年度末現在、13事業を経営しており、給水人口は7,405人で、年間有収水量は82万2,119m³、給水収益は約1億円です。簡易水道事業は赤字経営が続いており、一般会計からの繰入金で赤字補填を行っています。

2.4 下水道事業

昭和62年度に供用を開始し、令和5年度末現在、公共下水道事業（2処理区）、特定環境保全公共下水道事業（2処理区）、農業集落排水事業（1地区）、漁業集落排水事業（2地区）、特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業）を経営しています。水洗化人口は3万6,362人で普及率は96.6%です。年間有収水量は421万6,957m³で、下水道使用料は約8.1億円です。

3 官民連携事業の必要性

3.1 職員・体制の課題

職員の約半数が50代以上であり、技術継承と人材確保が課題となっています。特にガス事業では保安の観点からガス主任技術者の確保が重要です。また、ガス事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の4事業は一体的に運営されており、この効率的な運営体制を維持することが望まれます。

3.2 施設状況の課題

ガス事業、水道事業、簡易水道事業の管路は老朽化が進んでおり、法定耐用年数を超えるものが増加しています。適切な管理や更新を行う体制の維持・強化が必要です。

3.3 収益状況の課題

ガス事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の4事業ともに人口減少による料金収入の減少

に伴って、料金改定や費用縮減が求められています。特に簡易水道事業と下水道事業は、一般会計からの繰入金に頼る経営状態です。

3.4 官民連携の必要性

技術継承や人材確保、長期的な収益減少への対応、施設更新に必要な職員体制の維持・強化、4事業一体でのサービス提供の維持など、各事業が抱える課題は多岐にわたっています。特に技術継承と保安体制の維持・強化は重要な課題です。官民連携を通じて効率的な運営体制を確立し、サービス向上を図ることが期待されています。

4 官民連携検討の経過

4.1 これまでの検討概要

糸魚川市は、平成30年度にガス事業、水道事業、簡易水道事業の経営戦略を策定し、サービスの維持向上と事業の継続を目的として民間委託を検討することとしています。令和2年度には下水道事業の経営戦略を改定し、汚水処理場運転管理の包括的民間委託を検討することとしています。

さらに、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業（令和3年度補正予算）、国土交通省のPPP／PFIの案件形成に向けた方策検討のためのモデル都市事業（令和5年度）、国土交通省と厚生労働省のウォーターPPP導入検討経費に対する交付金（令和5年度補正予算）を活用して、令和4年度から官民連携事業導入に向けた具体的な検討を開始し、現状把握や課題整理、事業方式の検討を行っています。

4.2 事業方式の選定

ガス事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の4事業の現状と課題を踏まえ、三つの事業方式（表－1）を選定しています。いずれの方式も、事業効果を最大限発揮するため4事業一体で発注する方式としています。また、各事業方式で想定される業務対象範囲は、表－2のとおりです。